

古典を読むという行為の一展開

——抄物と諺解の比較検討を通して——

武田 祐樹

一 はじめに

清原家から林羅山（一五八三～一六五七）への学問上の展開については、後述する『大学諺解』において、既に林羅山自身^①が言及している。戦後、和島芳男氏がこの問題に関する具体的な検討の必要性を説き、後に国語学の視点から訓点に着目した研究^②が現れた。本稿では、古典注釈書の比較検討及びその結果の考察を通じて、解説手法という面から従来の研究で不十分なこの問題について論じたい。

なお、清原家の抄物と林羅山の諺解を比較検討するにあたり、『三略』に関するものを主として用いる。なぜならば、一七世紀初頭において、『三略』は極めて重要な古典として認識されていたからである。

本稿では、まず林羅山の著作や年譜を用いて、林羅山が清原家の学問にいかなる認識を持っていたのかを確認する。つぎに、林羅山の年譜や清原秀賢（一五七五～一六一四）の日記などを用いて『三略』が一七世紀初頭の日本において受けていた扱いを整理する。しかるのちに、清家文庫や内閣文庫が所蔵するテキストを用いて清原家の抄物と林羅山の諺解に、いかなる差異があるのかを検討する。さいごに、検討の結果に考察を加える。

以上を通じて、古典注釈書の作成という十分な蓄積のある分野において、先行者である清原家に学びつつもそれを乗り越えようとする、林羅山の取り組みから生まれた新たな展開について論じたい。

二 林羅山と清原家

この節では、林羅山と清原家の関わりを整理し、林羅山が清原家の学問にいかなる認識を持っていたのかを確認する。

文祿四年（一五九五）、林羅山は二三歳の時に建仁寺大統庵に入る。⁽³⁾ 当時、建仁寺には梅仙東逋がいた。梅仙東逋の父である林浄因（一四九八―一五八一）が清原宣賢（一四七五―一五五〇）に学んだため、梅仙東逋も清原家の学問を宗としていた。林羅山が著した「随筆」には、この梅仙東逋から『尚書』の「孔安国伝」を学んだことが記されている。⁽⁴⁾

その後、建仁寺を出奔した林羅山は、慶長八年（一六〇三）に『古文尚書』と『礼記』に手跋を加えている。これらの跋は、清原家のテキストを入手していたことを示している。⁽⁵⁾ また、慶長九年（一六〇四）には東山の老僧から神道を学んだ。この老僧は卜部家と清原家の両家に学んだという。

この慶長八年と慶長九年の二年間に渡り、林羅山は頻繁に清原秀賢を訪問し、清原秀賢からも林羅山へ手紙を送っている。⁽⁶⁾ 慶長九年の正月一日には新年の挨拶をし、同年四月二七日には菓子を持参する、林羅山はこうした交際を繰り返すなかで清原家に学んだのである。⁽⁷⁾

清原家に学んだ経験を踏まえた上で林羅山は、清原家の学問にいかなる評価を下したのか。

日本ニテ清原外記頼業、始テ大學中庸ヲ拔出シテヨメリ。時代ヲ考ユレハ、朱子ノ時ニ當レリト、彼家ニ云ヒノ、シルハ、尤イフカシキ事也。朱子ノ註本、渡リテ後、五山文字ノ僧、ヤウクスコシキヨミテ、其後彼家ニモ、ヲノレカ眼力

ノ及所ヲ抄出シ、近註ト號シテ、常忠宣賢カ徒、ヲロソカニ見侍リヌ。全文ヲハエヨマス

予未弱冠時、京師家塾ニテ、四書集註章句ヲ講ス。笈ヲ負テ、耳ヲ傾ル者、多群集ス。人皆古註ヲヨミテ、程朱ノ名ヲサヘ不知之。今三十年後、闔國悉ク予カ家風ヲ称ストナン。(内閣文庫所藏『大学諺解』)

『大学諺解』は三冊から成る。『大学章句解』や『大学解』とも称せられ、内閣文庫に写本として伝わる。期待していた長男林叔勝(一六一三〜一六二九)の死を承け、遺された三男林鷲峯(一六一八〜一六八〇)と四男林讀耕齋(一六二四〜一六六一)のために著された⁸⁾。寛永七年(一六三〇)、林羅山四八歳の作である。

林羅山は、程朱の学が伝来する以前の本邦において清原家で学庸を『礼記』から独立させて読んでいたという逸話へ、疑いの目を向ける。一方で、自身については青年時代に「四書集註章句ヲ講」じたことを強調する。

また、実際に新注系のテキストが伝わった後も、清原家では「全文ヲハエヨマス」という状態であったと批判する。「全文ヲハエヨマス」とは何を意味するのであろうか。

いま一つ、林羅山が清原家の学問に触れた例を挙げる。

或人問テ云、今ノ世俗ニ古註新註トイヘルハ、何ト心得侍ルヘキソヤ。羅浮子答テ云、何晏カ集解ヲハ古註ト云ヒ、朱子ノ集註ヲハ新註トモ近註トモ云ト見ヘタリ。然レモ漢儒ノ註ニ比セハ、集解モ新註ナルヘシ。元明諸儒ノ註ニ比セハ、集註モ古註ナルヘシ。(中略)其上清原家ニモ、既ニ大學中庸ヲハ、章句ヲ以テヨミ、論孟ヲハ何氏趙氏カ註マサレリト云、是大ナルヒカコトナリ。彼家ノ諸抄ヲ見ルニ、古註ニテミツカラ合点セサルヲハ、朱子ノ説ヲ引テ我家ニ習ヒ来ルヤウニスルハ、カタマシキコトナリ。マシテ眼力ノ及ハヌトコロ、エヨマヌ所ヲハ、手ヲツクルコトナシ。何トテ朱子ノ學庸ノ註ハヨクシテ、論孟ノ註ハヨクセス、清家ニキラハルルヤ。又何トテサシモノ朱子ノ前ハ賢ニメ後ハ

俄ニ愚ナルヤ。朱子ノ愚ナルニハアラス。エヨマヌ者ノ愚ナルナリ。(中略)大明ノ儒我レカシコカホニ、前人ヲ議スレトモ、サシテヨキ事トモ見ヘ侍ラス。既ニ秦漢以來百千歳ノ間、道學スタレタルトコロヲ、程朱出テ、四書六經ヲ明カニシ、聖人ノ心ヲ知ル時ハ、後人ノ道學ヲ説ク事ハ、皆程朱ノ恩ナリ。我輩若聖人ノ書ヲヨマンナラハ、程朱ヲサシヲキテ別ニ誰ヲカ信センヤ。(肥前島原松平文庫所蔵『論語諺解』)

『論語諺解』は、「里仁」までを林羅山が著すも、完成をみることはなかった。この業を後に林鶯峯が継ぎ、「公治長」以降を『論語諺解補』として延宝元年(一六七三)に完成させる。

林羅山は、古注と新注の関係を歴史的に捉えた上で、学庸は新注で読み論孟は古注で読むという方法を誤りと断じ、取捨選択の仕方も恣意的であると批判する。古注で読むのならば全て古注で読み、新注で読むのならば全て新注で読むべきであるという立場から、林羅山は清原家の四書の読み方を批判しているのである。さきほど引いた『大学諺解』の「全文ヲハエヨマス」は、清原家の四書の読み方の恣意性への批判であった。

『大学諺解』及び『論語諺解』における林羅山の清原家批判は、古典を読む上で異なる時代に生まれた別の人物の手に成る注を混じえて用いることに向けられている。林羅山は、清原家の古典の読み方を不整合かつ恣意的な解釈を招くと考えていたのである。

右の認識の下、林羅山は「我輩若聖人ノ書ヲヨマンナラハ、程朱ヲサシヲキテ別ニ誰ヲカ信センヤ」と述べ、経書を読むならば、新注に拠る以外の方法は無いと断言している。

林羅山の清原家批判をより実情に即して理解するためには、清原家と林羅山の注釈書を比較検討する必要がある。

三 一七世紀初頭の『三略』

清原家の抄物と林羅山の諺解を比較するにあたり、本稿では『三略』に関するものを取り扱いたい。『三略』が本邦において極めて重視された中国古典の一つだからである。この節では、一七世紀初頭の本邦における『三略』の受容を、出版事業や講書活動に焦点を絞って整理したい。併せて、『三略』を含めた『七書』及びその注釈書に関する紹介をごく簡単に言う。

徳川家康（一五四三～一六一六）は慶長四年（二五九九）から大規模な出版事業を開始する。いわゆる伏見版である。一連の事業のなかで、『東鑑』や『貞観政要』、『周易』といった和漢の古典と共に、『三略』も印刷される。『三略』の出版された回数は三回であり、これは『六韜』の四回に次ぐ⁹⁾。

慶長五年（一六〇〇）、清原秀賢は細川忠興（一五六三～一六四六）に『三略』を講じ、同九年には豊臣秀頼（一五九三～一六一五）へ『三略』を献上する。また、慶長一二年（一六〇七）には五月三日から同月一七日まで七回にわたり『三略』を講じているが、この際には九条忠栄（一五八六～一六六五）が如き人物も講義に出席している。この一連の講義で、清原秀賢は『七書講義』と『七書直解』を併用したという。

林羅山が慶長九年に著した「既見書目」¹⁰⁾のなかには、『三略』の名が『六韜』『呉子』『孫子』『司馬法』『尉繚子』『李靖問答』と共に見える。また林羅山は、『七書講義』と『七書直解』を少なくとも二回ずつ読んでおり、慶長一二年に初めて徳川秀忠（一五七九～一六三二）に拝謁した際には、『六韜』や『漢書』と共に『三略』を講じた。この講義は一五日間にわたって行われた。翌一三年（一六〇八）、林羅山は徳川家康へ『論語』と共に『三略』を講じた。寛永三年（一六二六）には徳川家光（一六〇四～一六五二）へ『孫子諺解』と共に『三略諺解』を献上した¹²⁾。林羅山の古典注釈書のなかでも「諺解」の名を冠する最初の例である。

一七世紀初頭において、『三略』は繰り返し出版され講じられた。これは『三略』が当時であって重視されたことを示し¹³⁾

ている。

清原秀賢は『三略』を講じる際に『七書講義』と『七書直解』を用いた。林羅山も両書を複数回にわたり読んでいる。伏見版の『三略』は足利学校所蔵の九華自筆本『七書講義』を底本にしている。

『七書』や『七書講義』、『七書直解』とは一体何であろうか。宋元豊年間に『六韜』『孫子』『呉子』『司馬法』『三略』『尉繚子』『唐太宗李衛公問对』の七部はまとめて『七書』と名づけられた。その後、金の施子美により『七書講義』¹⁴が、明代には劉寅により『七書直解』¹⁵が著された。『七書講義』と『七書直解』は、共に『七書』の解説を行う際に、経書や史書の記述を引用する¹⁶。これは読者の理解を助けるためである。

四 清原家の抄物

本節では、清原家の『三略』に関する抄物の検討を行う。清原家の『三略』関係の抄物は図で示した。

講義の手控え		
清原良賢抄	尊経閣文庫所蔵『三略秘抄』三卷一冊	後光厳院宸筆か
清原宣賢抄	清家文庫所蔵『三略秘抄』三卷一冊	清原宣賢自筆
清原国賢抄	清家文庫所蔵『三略抄』三卷六冊	清原国賢等書写
講義の聞き書き		
清原宣賢抄	清家文庫所蔵『三略口義』三卷一冊	林宗二の聞き書き

『三略』関係の抄物については、柳田征司氏が既に『良賢抄』と『宣賢抄』の比較検討を行っている⁽¹⁸⁾。柳田氏は、『良賢抄』は、『七書講義』のみに依拠しているが『宣賢抄』は『七書直解』をも用いていることを指摘した。また、柳田氏は『良賢抄』の成立を『七書直解』成立以前に推定している。つまり、一つの注釈書に拠っていた『良賢抄』に比して、『宣賢抄』成立時には『七書直解』流入という新たな状況を迎えている。これは清原宣賢の注釈態度にいかなる影響を与えているのであろうか。

試みに、『三略』の「軍讖曰、柔能制剛、弱能制強」で始まる箇所を検討したい。

軍・讖^シに曰、柔能制^ス剛^ヲを。弱能制^ス強^ヲを。柔は者徳也。剛は者賊也。弱は者人之所^{ナリ}助也。強は者怨之所^{ナリ}攻也。柔有^レ所^ル設^ルて剛有^レ所^ル施^スす。弱有^レ所^ル用^テ強有^レ所^ル加。兼^ニ此の四の者を^ニ而制^{セヨ}其の宜^ヲを^一（『良賢抄』）

軍・讖^シに曰、柔能制^ス剛^ヲを。弱能制^ス強^ヲを。柔は者徳也。剛は者賊也。弱は者人之所^{ナリ}助也。強は者人之所^{ナリ}攻也。柔有^レ所^ル設^ル。剛有^レ所^ル施^スす。弱有^レ所^ル用^テ強有^レ所^ル加^{クハフル}。兼^ニ此の四の者を^ニ而制^{セヨ}其の宜^ヲを^一（『宣賢抄』）

縦線は音符号を、カタカナは添え仮名を、ひらがなは乎古止点を表す。

『良賢抄』が「強者怨之所攻也」と『七書講義』に拠って本文を作る箇所を、『宣賢抄』は「強者人之所攻也」と『七書直解』に拠った本文⁽²⁰⁾に作る。

『七書直解』の流入という新たな状況を受け、清原宣賢は本文を改めたのである。この新たな状況により、二つの抄物の間にいかなる差異が生まれたのであろうか。

弱者——弱ハ、人ニ下テ、慤慤ニ、アツカフホトニ、人カ助ル也。強者——強ハ、敵當モノ多シ。故ニ、怨ヲナス者カ、攻也。（『良賢抄』）

弱者人之所助也トハ弱ニメ徳アル者ヲハ、衆人カ助クル也。直云、古人有「濟」弱扶「傾」者ト云。モシ弱ニメ、徳ナクハ、人ハ助ケマシキ也。強者人之所攻トハ、強ニメ、不仁ナル者ヲハ、衆人カ攻ル也。直云、古人有「禁」暴救「乱」者ト云。モシ強ニメ、仁アラハ、人ハ攻マシキ也。（『宣賢抄』）

『良賢抄』は『七書講義』を踏襲し、『宣賢抄』は『七書直解』を踏襲した解説となっているが、『宣賢抄』は完全に『七書直解』のみに依拠しているわけではない。『七書直解』に沿った解説の後に、『宣賢抄』では『七書講義』に則った解説が行われる。

講義ノ心ハ、（中略）弱者人之所助也トハ、ウテノ弱キ者ハ、人ニ下テ、インキンニアツカフホトニ、人ニ助ケラル、也。強者人之所攻トハ、ウテノツヨキ者ハ、敵當モノ多シ。故ニ怨ヲナス者ノタメニ、攻メラル、也。講義ノ心ハ、人ノ字、怨ノ字ト見タリ。（『宣賢抄』）

『七書直解』に依拠した解説を行った後、清原宣賢は『七書講義』を踏襲した解説を附している。新たな注釈書の流入により、既存の注釈書と比較する視点が生まれたのである。

清原宣賢の『三略』講義は二つの注釈書の比較検討を通じて自己の見解を述べるという方針をとる。

軍・讖曰、柔能制剛、弱能制強。柔者徳也、剛者賊也。弱者人之所助也。強者怨之所攻也。柔有所設、剛有所施。弱有所用。強有所加。兼此四者而制其宜。（『口義』）

弱者——柔徳カアラハ、人カ助けウソ。是モ中庸ノ徳カナクハ、人ハ助けマイトシタソ。強者——暴逆ナ者ヲ人カセムルソ。是モコハウテ仁ノ心カアラハ人ハ責マイソ。マツカウ直解ニシタソ。講義ノ心ハチカウタリ。柔ハヨハイホトニ人ニアラソイサハカヌ程ニ人カセメヌソ。強者ハ、結句ヲカシ、ソコナイヨイソ。弱ハ人々仰セカウフルホトニ、人カタスクルソ。強者——、ウテノツヨイ者ハ、人ニ敵タウ程ニ、敵カラホイソ。去程ニ、怨ヲナス者トモカ、セムルソ。講義ニハ、強者怨——ト、人ト云字ヲ、怨ルト云字ニカイタソ。怨アル者カセムルソ。直解ヤ唐本ニハ人ト云字ニカイタソ。（『口義』）

『口義』も『七書直解』に依拠した解説を行った後に、『七書講義』を踏襲した解説を行う。

最終的に、清原宣賢はいずれの注釈書を採用したのであるうか。『口義』の掲げる『三略』本文が「怨」字に作られていることが示す通り、清原宣賢は『七書講義』を踏襲しているのである。

このように、二つの注釈書を比較しつつ解説するという方法が採られている。また、『良賢抄』と『宣賢抄』、『口義』の全てに共通して、『三略』本文を逐条的に解説するという手法が採られている。

結果として『口義』の解説は、一つの条のなかに『七書講義』に拠る句と『七書直解』に拠る句が混在し、モザイク画の様相を呈することとなる。モザイク画の全体像は、『七書講義』でもなく、『七書直解』でもない、両者を併用した清原宣賢の読みである。

『国賢抄』は清原宣賢の方針を引き継ぎ、『七書講義』と『七書直解』の注釈書部分までも逐条的解説の対象とする。

直曰、(中略) 今軍——コレハ孫臏カ策ソ。魏ノ国へ入テ、人数減スルノ形ヲ敵ニミセントテ、前ニ八十万ノ竈ヲ作テアルカ、其翌日ニハ五万ノ竈ヲ作ソ。又其後ニハ、三万ノ竈造ソ。是ハ、弱モ有レ所用也。ソレヲ魏軍ニ誠ト心得テ、將軍龐涓ひ自行テ、蹴チラサントスルソ。孫臏カ策ニ、其行サキノ道ニ、万弩ヲ伏セテ、一度ニツルヘ矢ニ射テ、大將ヲ射殺スソ。強モ有所レ加レ也ト云タハ爰ソ。剛柔強弱ハ、其宜ニ因テ、施スヘキソ (『国賢抄』)

『三略』の「兼此四者、而制其宜」に対応する『七書直解』の注釈²³について、出典²⁴が解説されている。『七書直解』は個別の戦場において、敵を欺く際に剛柔強弱を適宜用いることを説く。

『国賢抄』の解説は極めて詳細と言えよう。『良賢抄』が半丁を用いて説明した「軍讖曰、柔能制剛、弱能制強」で始まる箇所が、『宣賢抄』では一丁、『国賢抄』では七丁が費やされる。清原家の抄物が増加の一途を辿っていることが、よく分かる例である。

清原家の『三略』に関する抄物は、『七書講義』のみに依拠していた段階と『七書直解』との比較検討の余地が生まれた段階を経て、比較検討の詳細化が進んだ。

五 林羅山の諺解

本節では『三略諺解』と『大学諺解』を検討し、参考として『孫子諺解』の作成方針をも窺う。

『三略諺解』は、Ⅲ節で述べた通り『孫子諺解』と共に徳川家光へ献上するため²⁵、寛永三年に著された。内閣文庫には二本の『三略諺解』が伝存する。本稿では、林羅山の蔵書印が押されているものを扱う。

清原家の『三略』に関する抄物は、清原宣賢以降『七書講義』と『七書直解』を比較検討しつつ、自家の立場を示すという方法を採用した。林羅山もまたこの方法を採用するのであろうか。前節同様に、『三略』の「軍讖曰、柔能制剛、弱能制強」で始まる箇所を、解説手法に着目して検討したい。

軍・讖ニ曰、柔能制レ剛、弱能制レ強。柔者徳也。剛者賊也。弱者人之所レ助、強者怨ノ直ハ作レ怨ニ。之ノ所レ攻。柔有レ所レ設、剛有レ所レ施、弱有レ所レ用、強有レ所レ加。兼ニ此ノ四ノ者一、而制ニ其ノ宜一。（内閣文庫所蔵『三略諺解』）

故ニ柔ハ物ニサハラス、心ノユタカニヤワラカナル徳ナリ。剛ハアタルトココカタケレハ、モノヲヤフリスコス。弱ハ人ノ下手ニナルヤウニスルトキハ、人ヨリ我ヲタスクスクフコトアリ。強ハ我カツヨキヲホトコシ、人ヲヤフリソコナフユヘニ、多クノウラミヲウクル也。柔ナレハ、物トアラソハ子トモ、人々皆其徳ニ皈服ス。剛ハカタク争ヒカツユヘニ、人ヲソコナフ。弱ナレハ人ノ上ニナラヌ故ニ、人ヨリカヘリテ、我ヲスクフ。強ナレハツヨキアイテ多クアルユヘニ、諸人ノアタトナリテ、ウラミラル。（内閣文庫所蔵『三略諺解』）

『三略諺解』は、割注で『七書講義』と『七書直解』の文字の異同について触れつつも、本文を「怨」字に作る。これは『七書講義』を踏襲する立場を示している。また、その解説も『七書講義』に準じた内容であり、『七書直解』を用いる様子は見受けられない。

そもそも、両者を比較検討するという方法を採用していないのである。

『三略諺解』が『七書講義』を踏襲していることは、訓点という面からも確認できる。

軍・讖曰、柔能制剛、弱能制強。柔者徳也。剛者賊也。弱者人之所助、強者怨之所攻。柔有所設、剛有所施、弱有所用、強有所加。兼此四者、而制其宜。(内閣文庫所蔵林羅山旧蔵本『七書講義』)

○軍・讖曰、柔能制剛、弱能制強。柔者徳也。剛者賊也。弱者人之所助、強者人之所攻。柔有所設。剛有所施。弱有所用。強有所加。兼此四者、而制其宜。(内閣文庫所蔵林羅山旧蔵本『七書直解』)

「」で訓号符を示した。

右は、元和年間の、つまりほぼ同時期に訓点が施された、林羅山手校手跋本からの引用である。既に示した『三略諺解』の訓点と比較すれば、『七書講義』のそれと寸分違わず一致する。

また、史書からの引用についても、林羅山は『七書講義』を襲い、のみならず、『七書直解』に対する『七書講義』の優越性を強調する。

此剛柔強弱ノ四ツヲワクルコト、如此ナレトモ、四ツナカラ、一ツモスツヘカラス。カ子合セテヨク用フヘシ。只柔ハカリナレハ、ニフクナリテ、シヤウ子ナキモノ、如シ。弱ハカリナレハ、ツタナクナリテイサミナシ。故ニコノ四ツ、時ニヨリ処ニヨリ、物ニヨリアイテニヨリテ用フルヲ、其宜ヲ制スト云也。時ニカナフテチヨクスルヲ、宜ト云也。ムカシ周ノ文王ノ、殷ノ紂ニツカヘテシタカフハ、柔也。サテ大ナル徳ヲアキラカニシテ、サカリナル功ヲヒロメテ、天下太半シタカフハ、文王ノ剛ナリ。武王ノ紂ヲウツトキニ、諸人コトククウツヘシトス、ムルヲ、武王時イマタ至ラスト云テ、タケク勇メル兵ヲモテ、タ、一戦ニウチカチテ、紂ヲ亡シ天下ヲトルハ、武王ノ強也。是皆コノ四ツヲ用ヒ

テ、ヨキ時ニ用ルシルシナリ。此四ツノモノ、一心ノ中ニアリ、外ニモトムヘカラス。(内閣文庫所蔵『三略諺解』)

サレトモ權謀ノ上ニテイハ、人ヲアケテ後ニオトシ、コマタヲトリテカツト云カ如クニ、一偏ニ心得ルトキハ、義理アサクナル也。只コノ四ツノコト、スクルモアシク、タラヌモアシキユヘニ、ヨキホトニスルヲヨシトス。其ヨキホト、云ハ、理ニカナフヲ云ナリ。(内閣文庫所蔵『三略諺解』)

右は『三略』の「兼此四者、而制其宜」に対応する『七書講義』の注釈⁽²⁶⁾を承けた解説である。『七書直解』は孫子の逸話を引用して注釈するが、『七書講義』は『詩経』や『書経』、『春秋左氏伝』及びそれらの注疏⁽²⁷⁾に見える文王と武王の逸話を引用する。

『七書直解』は個別の戦場における詐術を念頭に置いた引用であるが、『七書講義』では戦争を行うか行わないかを判断するという、為政者としてのより広い視点を重視した引用となっている。

林羅山は、『七書講義』を踏襲した上で、『七書直解』が重んじる詐術を他人を陥れることに汲々していると戒める。

林羅山は『七書講義』に依拠して『三略諺解』を著した。では、一月前に成立した『孫子諺解』も同様であろうか。参考までにその制作方針を窺いたい。『孫子諺解』も『三略諺解』と同様に、内閣文庫に二本伝存する。本稿では、林羅山の蔵書印が押されているものを用いる。

林羅山は「孫子諺解跋」において『七書講義』を襲うと明言している⁽²⁸⁾。この理由について、林羅山は次のように説明する。

劉氏カ直解ニハ、孫子ノ注十一家ノ説ヲ、ノセタリ。施子美ハ、講義ヲツクレリ。今ノ抄ハ、講義ノコ、ロヲ用ヒテ、

少シ了簡ヲ加ル也（内閣文庫所蔵『孫子諺解』）

林羅山が実見した『七書直解』には、魏武帝を始めとした諸氏による注釈を集めた『十一家注孫子』が収録されていた⁽²⁹⁾という。したがって、『孫子諺解』は『七書講義』に依拠する。ただし、自己の見解を交えることもある。以上が『孫子諺解』を著す上での方針であった。

既に、為政者に献上するために著された諺解の解説方法を検討した。だが、諺解には自身の子孫のために著されたものもある⁽³⁰⁾。想定される読者の違いが、林羅山の古典の読み方に、差異を生じさせるのであろうか。あるいは、読者の違いに関わらず、共通した性質が観察し得るのであろうか。

この問題を解決するために、寛永七年に成立した『大学諺解』⁽³¹⁾を取り上げたい。

林羅山は『大学諺解』の解説方針を跋に掲げている。そこで林羅山は、朱熹の『大学章句』と『大学或問』に則ることを明言し、朱熹以降の諸書を豊富に用いるが、これらはいくまでその方針を助けるものであると⁽³²⁾言う。

朱熹の『大学章句』伝十章の冒頭部分と対応する箇所に着目したい。

所^ル謂^ニ平^ニ天[・]下^ニ在^レ治^ニ其^ノ国^者、上^ト老^レ而^レ民^興孝、上^ト長^レ而^レ民^興弟、上^メ恤^シテ孤^ヲ而^レ民^不倍、是^ヲ以^テ君[・]子^有二^レ絜[・]矩^之道^也（内閣文庫所蔵『大学諺解』）

上トシテ老老長恤孤トキハ、下必孝ヲ興シ、弟ヲ興シ、不背ナリ。此三ノ者ヲ、上行ヘハ、下シタカフヲ、形ニ影アリ。声ニ響アルカ如シ。家齊テ國治ル、是也。（内閣文庫所蔵『大学諺解』）

右は、『大学章句』における朱熹の注を、他の諺解同様に文章の体で咀嚼した解説である。

本節で扱った諺解は、みな清原家の抄物とは異なる性質を示した。複数の注釈書に同等の扱いを与え、比較検討を通じて逐条的に自己の解釈を示すという方針を採らなかつた。むしろ、『七書』については『七書講義』に拠り、『四書』については新注に拠るといふ立場を鮮明にし、まとめある文章の体で解説を施すといふ方針を採つた。

六 おわりに

前節までに明らかとなつた結果を解釈し、考察を加える。これを通じて、林羅山は清原家の抄物のどこに問題があると認識していたのかを論じる。また、清原家の抄物が持つ問題を踏まえ、林羅山は自身の諺解へいかに反映させたのかを論じてい。

清原家の『三略』に関する抄物は、清原宣賢以降、成立年代の異なる複数の注釈書を同列に扱い比較検討を試みるようになる。その結果、一つの条のなかでも一句ごとに異なる注釈書の解釈を用いることとなり、モザイク画のごとき様相を呈した。さらに、清原宣賢以前からの逐条的に解説する方針と結びつき、詳細化・複雑化して行く。

これに対して林羅山は、『論語諺解』で古典に加えられた注を歴史的に捉える視点を示した。また、林羅山は四書のなかでも学庸は新注で読み、論孟は古注で読むといふ清原家の伝統を批判した。さらに、一書のなかでもある部分は古注で、別のある部分は新注で読むことで生じる不整合性・恣意性を批判した。

清原家の抄物の持つ特徴を踏まえた上で、林羅山の諺解は特定の注釈書を主として用い、比較検討を行わずに一つの条を最初から最後まで読み通す文章の体をとつた。それは、想定される読者の対象に関わらず共通する特徴であつた。

清原家の抄物は、複数の注釈書を混じえ用いるといふ方針のもとで詳細化が進んだ。やがて注釈書の内容までも逐条的

に解説するに至り、その分析的な学風の成熟を示した。

だが、清原家の抄物は、どれだけ解説が詳細化しても、金人である施子美の『七書講義』と明人である劉寅の『七書直解』を全く対等に比較する態度への疑問は見受けられない。むしろ、学庸は新注で、論孟は古注で読む自家の学風が讃えられる⁽³⁴⁾。詳細を極める清原家の抄物が持つ限界はここに存する。

清原家に学んだ林羅山は、清原家の学風への批判を行いつつ自身の立場を示した。林羅山の立場とは、古典のある注釈書に依拠して、その注釈書が持つ固有の文脈に沿って読むということであった。

『四書』は新注に拠り、『七書』は『七書講義』を踏襲した解釈を用いる。このような方法をとることで、林羅山は清原家の抄物が抱えていた問題を乗り越え、古典の一貫した総合的な理解を得ようとしたのである。

たとえば、特定の注釈書に拠るとしても、その注釈書を用いることが適切かどうかという問題が残るであろう。林羅山は、新注が古注より劣るなどということはありえないと断じ、経書を読む上で新注を用いるという自身の立場を強調する。また、林羅山は『七書直解』の解釈を義理が浅くなると批判し、為政者の立場から『三略』の「軍讖曰、柔能制剛、弱能制強」に始まる箇所を注釈した『七書講義』を襲った。

諸注釈書を吟味した上で、敢えて一書に拠るという立場を示したのである。

林羅山の諺解には、古典を読むための新たな態度が示されていた。林羅山は複雑かつ詳細になる学問の流れを一旦断ち切り、目の前にある書物を一貫した解釈のもとで、総合的に読もうとしたのである。

それは、清原家が長い年月のなかで積み重ねてきた学風を踏まえた上で、それを乗り越えようとする取り組みの中で生まれた新たな展開であった。

注

- (1) 和島芳男『中世の儒学』（吉川弘文館、一九六五）
- (2) 村上雅孝「林羅山と手沢本正平版論語をめぐって」（『思想と文化』、一九八六・〇二）
- (3) 林鷲峯「年譜」（『羅山林先生集』附録卷第一、内閣文庫所蔵寛文二年刊本）
- (4) 「余頃者、與酒輟齋租博等、聞尚書孔氏傳乎東山僧梅仙。梅仙父宗二、聞之清原儒者給事中宣賢。是以、宗清家云」（『羅山林先生文集』卷第六五「隨筆一」、内閣文庫所蔵寛文二年刊本）
- (5) 『古文尚書』（内閣文庫所蔵）及び「礼記古本跋」（『羅山林先生文集』卷第五四、内閣文庫所蔵寛文二年刊本）を参照のこと。
- (6) 『慶長日件録』（続群書類従完成会、一九八一）
- (7) 慶長八年から一・二年の間に、林羅山の『論語集註』講義を清原秀賢が告訴したという逸話がある。この逸話については、事実性を疑問視する立場（足利衍述『鎌倉室町時代之儒教』、有明書房、一九三二）と、これに類する事実があったのではないかとする立場（堀勇雄『林羅山』、吉川弘文館、一九六四）がある。本稿では、この問題について立ち入って論じることがしない。
- (8) 「若使叔勝在、則無由作大學解。叔勝既會得了也。今作之者、它日為授幼子也」（内閣文庫所蔵『大学諺解』）
- (9) 川瀬一馬氏は『増補古活字版の研究』（日本古書籍商協会、一九六七）において、慶長九年に『六韜』が出版された折、併せて『三略』も印刷されたものと推測する。だが、川瀬氏自身が同書において指摘する通り、慶長九年に印刷された『三略』は現存しない。このため、本稿では『三略』が印刷されたのは慶長四年と慶長五年、慶長一一年の三回とする。
- (10) 林鷲峯「年譜」（『羅山林先生集』附録卷第一、内閣文庫所蔵寛文二年刊本）
- (11) 「余嘗在駿府写一通。今戸田為春氏新鏤梓、以頒行於世。其志可尚矣。余亦獲合部、以向所蓄之謄本、往々校之、隨見隨塗朱、為句讀焉」（内閣文庫所蔵林羅山旧蔵本『七書講義』）、「武學七書直解全套、隨繕寫而隨粗閱之。乃以硃而句之、以墨而點之。殆一月餘而后皆成矣。余十七八歲時見直解、其后讀施氏講義、誦李卓吾孫子參同、今又及于此」（内閣文庫所蔵林羅山旧蔵本『七書直解』）
- (12) 林鷲峯「年譜」（『羅山林先生集』附録卷第二、内閣文庫所蔵寛文二年刊本）
- (13) 一七世紀初頭の本邦における『三略』の受容が、純粹に軍事的な要請のみに因るとは考え難い。部下を率いて出陣する立場でない撰閲家の人間が、清原秀賢の講義を聴講したという事実や、『三略諺解』跋「庶周漢之功業、復觀於今日、豈不大幸乎」という記述は、別の興味関心の存在を示唆する。しかし、本稿では『三略』がいかなる点で重視されたのかについては立ち入らない。
- (14) 本邦には、『七書講義』については清家文庫所蔵の清原宣賢自筆本『三略講義』や足利学校所蔵の九華自筆本『七書講義』、内閣文庫所蔵の林羅山旧蔵本『七書講義』が比較的早く、まとまった形で現存する。内閣文庫所蔵の林羅山旧蔵本と同系統のテキストが、国立国会図書館と大垣市立図書館に現存する。前者には「詩仙堂印」が、後者には菅得庵の識語が確認できる。
- (15) 『七書直解』については、浅野文庫所蔵の朝鮮版『七書直解』古活本『七書直解』や内閣文庫所蔵の林羅山旧蔵本『七書直解』が現存する。

- (16) 「觀其議論、出自胸臆。又引史傳、爲之參證」(内閣文庫所藏林羅山旧蔵本『七書講義』)、「刪繁撮要。斷以經傳所載先儒之奧旨、質以平日所聞父師之格言」(内閣文庫所藏寛永二〇年版『七書直解』)
- (17) 尊經閣文庫所蔵『三略秘抄』(以下、『良賢抄』)は一四世紀の抄物の様子を、清家文庫所蔵『三略秘抄』(以下、『官賢抄』)と『三略口義』(以下、『口義』)は一六世紀前半の『三略』講義の様子を、清家文庫所蔵『三略抄』(以下、『国賢抄』)は一六世紀後半の抄物の様子を、今に伝える。その他、内閣文庫に古活字版の『三略秘抄』が現存するが、本稿では取り扱わない。
- (18) 柳田征司「清原宣賢自筆『三略秘抄』の本文の性格に就て」(『国語学』第七五集、国語学会、武蔵野書院、一九六八)
- (19) 「弱者人之所助也。強者怨之所攻」(清家文庫所蔵『三略講義』)
- (20) 「弱者人之所助。強者人之所攻」(浅野文庫所蔵朝鮮版『七書直解』)
- (21) 「弱則能下人、故爲人所助。強則敵者衆、故爲怨所攻」(清家文庫所蔵『三略講義』)
- (22) 「弱而有德者、衆人之所助援。故古人有濟弱扶傾者、所以弱者人多助也。若弱而無德、誰肯助之。強而不仁者、衆人之所攻撃。古人有禁暴救亂者、所以強者人多攻也。若強而仁、孰肯攻之」(浅野文庫所蔵朝鮮版『七書直解』)
- (23) 「兼此剛柔強弱四者、制其宜而行之。上文言、剛者賊也。強者人之所攻、戒人之過於剛與強也。此言剛有所施、強有所加、勉人剛強而適其宜也。始如處女、柔有所設也。後如脱兔、剛有所施也。令軍減竈、弱有所用也。萬弩齊發、強有所加也。但要制其宜而行之耳」(浅野文庫所蔵朝鮮版『七書直解』)
- (24) 『史記』孫子呉起列伝
- (25) 「今謹奉台命、作三畧倭字諺訓、以欽進呈。臣不敏、雖不及此書賢智之慮、庶周漢之功業、復觀於今日、豈不大幸乎」(内閣文庫所蔵『三略諺解』)
- (26) 「雖然剛柔強弱、四者不可偏廢。柔不徒柔也。獨柔則失之懦、故柔有所設、而剛復有所施。弱不徒弱也。獨弱則失之怯、故弱有所用、而強復有所加。此無他、其始若無能爲者、其終必大有爲。其始若無所用者、其終必見於所用。四者之用、各有所宜。兼是而隨宜以制事、可以有成矣。方文王之遵養時晦、若甚柔也。而大勲所舉、有所不憚、其剛必有所施也。武王之師渡孟津、若甚弱也。而熊羆之士、奮于商郊、其強又有所加也。文武之君、惟兼是而制之。此所以能造周而革商也」(内閣文庫所蔵林羅山旧蔵本『七書講義』)
- (27) 『詩經』(周頌、酌)及び該当箇所の孔穎達による疏、『春秋左氏伝』(宣公十二年)及び該当箇所の杜預による注や孔穎達による疏、『書經』(周書、泰誓上)及び該当箇所の孔安国伝及び孔穎達による疏を参照のこと。
- (28) 「孫武子兵法十三篇、謹奉鈞命、而因施氏之講義、作倭字之諺訓」(内閣文庫所蔵『孫子諺解』)
- (29) こうした事情のためか、内閣文庫に写本として伝わる林羅山旧蔵本『七書直解』は、『孫子』を欠いている。『十一家注孫子』を収録する『七書直解』としては、広島市立中央図書館浅野文庫所蔵の朝鮮版『七書直解』がある。
- (30) 荻生徂徠は『学寮了簡書』において、講義を聞かせる対象に応じて講義の内容も変わることを指摘した。注釈書を検討する上でも参考にすべき見解である。

(31) 『大学諺解』に関する先行研究は以下の通りである。村上雅孝「林羅山『大学諺解』をめぐる諸問題―近世の漢文訓読史の立場から―」(『歴史と文化』、一九八一・〇二)、大島晃「林羅山の『大学諺解』について―その述作の方法と姿勢」(『漢文學解釋與研究』第七輯、漢文學研究会、二〇〇四・一二)

(32) 「此嘒解、本章句并或問、尊程朱也。考以鄭註・孔疏・陸音、尋舊也。輔翼以大全・通考・通義・大成・蒙引、釋章句也。參之以知新日録・林子四書標摘・管志道釋文・楊李四書眼評、備異說也。其間加己意、而述其義、非敢擬議之」(内閣文庫所蔵『大学諺解』)

(33) 「長上聲。弟去聲。倍與背同。絜胡結反。老老、所謂老吾老也。興謂有所感發而興起也。孤者幼而無父之稱。絜度也。矩所以爲方也。言此三者上行下效、捷於影響。所謂家齊而國治也」(清家文庫所蔵『大学章句』)

(34) 「後寶壽院、法名常忠、コア祖父也。コ、ヲ、御講説々時、御落涙アリ。常忠十二代祖、頼業、礼記ノ中カラ、此篇ヲ抽出メ、是ハ、後ニ、重寶ニ成ラント云リ。後ニ、此書、別ニ一卷トメ、唐ヨリ、日本ニ渡ル。意氣相感、如合符節、奇妙々々。」(大東急記念文庫所蔵清原宣賢自筆『大学聴塵』)

【キーワード】

・林羅山 ・清原家 ・漢文学 ・注釈書 ・三略

